（同等の機能を有する無線局との均衡を著しく失することとなる無線局）

第五十一条の九の六　法別表第六備考第十三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

一　法別表第六の一の項に掲げる無線局（設備規則第四十九条の十六に規定する特定ラジオマイク及び設備規則第四十九条の十六の二に規定するデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局を除く。）のうち、次に掲げる周波数の電波を使用するもの

⑴・⑵　略

⑶　法第百三条の二第二項に規定する広域使用電波（以下単に「広域使用電波」という。）を使用する同項に規定する広域開設無線局（以下単に「広域開設無線局」という。）を通信の相手方とする無線局が使用する電波の周波数のうち総務大臣が別に告示するもの

［二　略］

三　法別表第六の三の項に掲げる無線局のうち、総務大臣が別に告示する三、六〇〇MHzを超え六、〇〇〇MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて、当該周波数の電波を使用して行う無線通信について当該周波数の電波を使用する移動通信業務を行う無線局からの混信その他の妨害を許容することを内容とする条件が免許に付されているもの（電波の利用の程度が第四地域と同等である区域）

第五十一条の九の八　法別表第七備考の総務省令で定める区域は、次に掲げる区域（当該区域に第四地域に該当する区域が含まれる場合は、その区域を除いた区域）とする。

［削る］

一　［略］

二　［略］

三　山口県下関市の区域

四　［略］

2　前項各号に掲げる区域は、令和元年十月一日における行政区画によつて表示されたものとする。

（広域使用電波の指定）

第五十一条の九の九　法第百三条の二第二項又は別表第八備考の規定による周波数の指定は、総務大臣が別に告示により行うものとする。

（広域使用電波の周波数の幅）

第五十一条の九の十　広域使用電波の周波数の幅は、広域使用電波に該当する指定周波数の電波を使用する広域開設無線局（法別表第六の一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局であるもの及び包括免許に係る特定無線局であるものに限る。次条において同じ。）であつて、その広域開設無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該広域使用電波に該当する指定周波数ごとの占有周波数帯（認定計画に従つて開設された特定基地局がある場合は、当該認定計画に係る指定された周波数の周波数帯を含む。次項において同じ。）を合わせた周波数帯の帯域幅とする。

（同等の機能を有する無線局との均衡を著しく失することとなる無線局）

第五十一条の九の六　法別表第六備考第十号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

一　［同上］

⑴・⑵　同上

⑶　法第百三条の二第二項に規定する広域専用電波（以下単に「広域専用電波」という。）を使用する無線局を通信の相手方とする無線局が使用する電波の周波数のうち総務大臣が別に告示するもの

［二　同上］

三　法別表第六の三の項に掲げる無線局のうち、総務大臣が別に告示する三、〇〇〇MHzを超え六、〇〇〇MHz以下の周波数の電波を使用するものであつて、当該周波数の電波を使用して行う無線通信について当該周波数の電波を使用する移動通信業務を行う無線局からの混信その他の妨害を許容することを内容とする条件が免許に付されているもの（電波の利用の程度が第四地域と同等である区域）

第五十一条の九の八　［同上］

一　北海道千歳市の区域

二　［同上］

三　［同上］

四　山口県下関市、柳井市及び熊毛郡田布施町の区域

五　［同上］

2　前項各号に掲げる区域は、平成二十九年十月一日における行政区画によつて表示されたものとする。

（広域専用電波の指定）

第五十一条の九の九　法第百三条の二第二項の規定による周波数の指定は、総務大臣が別に告示により行うものとする。

（広域専用電波の周波数の幅）

第五十一条の九の十　広域専用電波の周波数の幅は、広域専用電波に該当する指定周波数の電波を使用する無線局（法別表第六の一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局及び包括免許に係る特定無線局に限る。次条において同じ。）であつて、その無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該指定周波数ごとの占有周波数帯（認定計画に従つて開設された特定基地局がある場合は、当該認定計画に係る指定された周波数の周波数帯を含む。次項において同じ。）を合わせた周波数帯の帯域幅とする。